

記者発表				
月日(曜)	担当部課 (班名)	電話番号	発表者 (担当班長等)	その他 配布先
3/13(木)	まちづくり部 公営住宅管理課 (管理班)	078-230-8459 内線 4898	まちづくり部次長兼 公営住宅管理課長 松田 竜一 (井上 雅之)	—

## 県営住宅における子育て向け支援について(3月募集分)

### I 子育てしやすい県営住宅

#### 1 グレードアップ改修住宅に係る入居者募集

##### (1) グレードアップ改修住宅について

ア 子育てしやすい住環境を確保するため、間取りの変更や水回り設備の更新などのリフォームをしている。

イ 応募できるのは、次の①②のいずれかに該当する世帯

①新婚世帯(合計年齢80歳未満で婚姻成立後2年以内の夫婦(婚約・内縁関係含む))

②子育て世帯(18歳未満の扶養親族がいる世帯)

##### (2) 3月募集住宅

住宅名	部屋番号	住所	内覧日時	
大開高層	1-619	神戸市兵庫区大開通	実施日未定	A
小束山高層	4-301	神戸市垂水区多聞町		A
南多聞台第4住宅	4-203	神戸市垂水区南多聞台		B
西宮北口高層	2-1009	西宮市高畑町	—	E
西宮浜高層	1-702	西宮市西宮浜	3/21 10:30~12:00 (19日17時までに要予約)	E
南芦屋浜高層	3-908	芦屋市陽光町	—	E
南芦屋浜高層	4-607	芦屋市陽光町	—	E
伊丹西桑津高層	2-408	伊丹市桑津	3/21 10:30~12:00 (19日17時までに要予約)	F
宝塚切畑	7-308	宝塚市山手台西	—	F
猪名川白金鉄筋	3-101	猪名川町白金	—	F
明石東二見高層	1-505	明石市二見町東二見	実施日未定	C
高砂竜山鉄筋	2-401	高砂市竜山		D
高砂松波町高層	2-204	高砂市高砂町松波町		D
姫路家中高層	1-508	姫路市広畑区才	3/26 10:00~11:30 13:30~15:00	G

※ 定期借家住宅として原則10年間に限り入居可能(世帯の状況により延長可)

※ 内覧の詳細は、下記2の各管理事務所(AからGまで)にお問い合わせください。

※ 事前予約制と記載している部屋は、希望者が予約しないと内覧を実施しないため、希望者は必ず各管理事務所にご連絡ください。

(3) 募集期間 令和7年3月21日(金)~3月27日(木)(郵送受付)

抽選日 令和7年4月9日(水)

## 2 お問い合わせ先

- (1) TC神鋼不動産サービス(株)
- A: 神戸管理事務所(神戸市、ただし西区を除く) 078-647-9201  
神戸市長田区二葉町5-1-32 新長田合同庁舎7階
- B: 西区・明舞管理事務所(神戸市西区、明舞地区) 078-915-1091  
明石市松が丘2-3-27 松が丘ビル1階
- C: 明石管理事務所(明石市、稲美町、播磨町) 078-913-7766  
明石市樽屋町8-27 NTT西日本明石ビル1階
- D: 加古川管理事務所(加古川市、高砂市) 079-427-2025  
加古川市加古川町篠原町9-1 OKビル4階
- (2) (株)東急コミュニティー
- E: 阪神南管理センター(尼崎市、西宮市、芦屋市) 0798-23-1090  
西宮市六湛寺町14-5 ハイス西宮ビル4階
- F: 阪神北管理センター(伊丹市、宝塚市、川西市、三田市、猪名川町) 0797-83-6401  
宝塚市栄町1丁目6-1 花のみち1番館301号室
- (3) (株)兵庫県公社住宅サービス
- G: 姫路事務所(姫路市、神河町、市川町、福崎町) 079-286-9701  
姫路市東延末2丁目154-2 さくらヶ丘エス姫路ビル4階

## II 入居しやすい県営住宅

### 1 新婚・子育て等の優先枠

これから結婚・子育てをする県内に居住する若者・Z世代を対象に暮らしやすい住まい・住環境の確保を図るため、県営住宅に入居できるよう優先枠を設定する。

#### (1) 優先枠数(全体)

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
設定戸数	4 (2)	11	1	48 (3)	64 (5)

※ 「若者」は夫婦の合計年齢が80歳未満の世帯、「母子・父子」は配偶者がいない20歳未満の子を扶養する世帯、「多子」は18歳未満の扶養親族が3人以上いる世帯、「新婚・子育て」は夫婦の合計年齢が80歳未満で婚姻後2年以内の世帯又は18歳未満の扶養親族がいる世帯

※ ( )内の数字は、奨学金(日本学生支援機構奨学金)返済者優先枠数(内数)

#### (2) 優先枠数(管理事務所別)

優先枠	若年	母子・父子	多子	新婚・子育て	計
神戸	0	2	0	8	10
阪神南	1	2	0	7	10
西区・明舞	0	1	1	8	10
阪神北	1	1	0	7	9
明石	0	2	0	5	7
加古川	1	1	0	5	7
姫路	1	2	0	8	11
計	4	11	1	48	64

### 2 新婚・子育て世帯に対する敷金免除

新婚・子育て世帯は家賃3か月分を免除(免除申請書の提出が必要)